

### 5. 事業スケジュールの検討

本事業は、都市計画変更によって拡張した公園区域に、県水泳場・市施設等を整備する事業であり、公園区域（敷地）の決定に際しては公園区域内の用地の取得、道水路の処理及び周辺道路の改変等が併せて必要となる。公園の供用開始までの期間を「都市計画決定」、「公園区域（敷地）決定」、「供用開始」の3つの段階に分け、それぞれの決定に係る主要因と、その関連性を中心に事業スケジュールの検討を行った。

都市計画決定の段階では、公園区域内の権利者の合意形成を行うとともに、道水路の処理方針、周辺道路の拡幅整備等に係る方針決定を行うものとし、都市計画決定後から公園区域（敷地）決定までの間に、用地の取得、もしくは公園としての使用に係る権利設定を、道水路については主に公園区域内の廃止手続きを行う必要がある。

拡幅を行う西側の幹線第44号線は、都市計画決定を要する都市計画道路とせず、公園区域内で現道拡幅を行う整理とし、供用開始までの整備を想定する。そのため、公園区域（敷地）の決定の際には、都市計画事業に係る建築基準法第42条第1項第4号の予定道路の指定を行うこととしている。また、既存スポーツセンターは、現状公園施設に位置付けられていると考えられるので、解体に先立ち、川口市公園条例に基づく廃止の手続きを行うとともに、現公園区域については供用開始までの期間全面閉鎖とする。

供用開始にあたっては、幹線第44号線の整備完了と道路法の区域変更、及び供用開始の手続き、及び都市公園条例に基づく供用開始の手続きを行うことを想定する。

図表エラー！ 指定したスタイルは使われていません。 - 5 - 1 事業スケジュール

